

過疎地域自立促進特別措置法施行規則  
過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第一項  
の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法施  
行規則を次のように定める。

**第一条** (通常の国の交付金の額に加算する額の算定)  
過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号。以下「令」という。)第五条第一項の規定により加算する額は、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号。以下「法」という。)第十条第二項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該事業につき別表に掲げる割合を当該事業に要する経費に対する通常の国の負担額又は補助の割合に相当するもので除して得た数から一を控除して得た数を乗じて算定するものとする。

**(過疎地域とみなす基準)**

は、次の各号に掲げるとおりとする。  
法第二条第二項の規定により過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村の廃置分合又は境界変更（以下「廃置分合等」という。）があつた場合における当該廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村（以下「廃置分合等市町村」という。）について令第四条第一項の規定の例により算定した基準財政収入額を同項の規定の例により算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下五位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。）で廃置分合等市町村となつた日の属する年度前三年度内の各年度に係るものを作成したものの三分の一の数値（小数点以下二位未満の数値を切り捨てて得た数値とする。）が〇・四四

一 廃置分合等市町村について令第四条第二項の規定の例により算定した平成七年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公示された日以降にあつた場合には、当該国勢調査が行われた年。以下同じ。）の人口が、同項の規定の例により算定した昭和三十五年（廃置分合等が平成八年以降において最初に

□ 廃置分合等市町村の区域の面積を廃置分合等前に法第二条第二項の規定により過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村であった区域の面積で除して得た数値が二以下であること。

平成二十二年四月一日以降に廃置分合等があつた場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「第四条第一項」とあるのは、「第四条第三項の規定により準用する同条第一項」と、「〇・四二」とあるのは「〇・五六」と、「〇・七一」とあるのは「〇・七〇」と、同項第二号中「第四条第二項」とあるのは「第四条第三項の規定により準用する同条第二項」と、「平成七年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあつた場合には、当該国勢調査が行われた年。以下同じ。）」とあるのは「平成十七年」と、「昭和三十五年（廃置分合等が平成八年以降において最

七年の国勢調査の結果による人口又は令第4条第二項の規定の例により算定した平成七年の人口で除して得た数値が三以下であること。

四  
廃置分合等市町村が次のいずれかに該当すること。  
イ 廃置分合等市町村について令第四条第二項の規定の例により算定した平成七年の人口を廃置分合等前に法第二条第二項の規定により過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村であった区域の平成

行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあった場合には、当該国勢調査が行われた年から起算して三十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口より減少しており、かつ、昭和四十五年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあった場合には、当該国勢調査が行われた年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年）の人口より減少していること。

三 廃置分合等市町村の区域に係る交通通信、生活環境、高齢者等の保健及び福祉、医療、教育並びに地域文化等に関する施設等の整備が十分に行われていなかったため、当該廃置分合等市町村における住民福祉の向上が阻害されないこと。

初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以後にあつた場合には、当該国勢調査が行われた年から起算して三十年以前において最近に国勢調査が行われた年」とあるのは「昭和三十五年」と、「昭和四十五年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以後にあつた場合には、当該国勢調査が行われた年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」とあるのは「昭和五十五年」と、同項第四号中「第四条第二項」とあるのは「第四条第三項の規定により準用する同条第二項」と、「平成七年」とあるのは「平成十七年」とする。  
前項の規定にかかわらず、平成二十六年四月一日以降に廃置分合等があつた場合における第一項の規定の適用につきては、同項第一号中

「第四条第一項」とあるのは、「第四条第四項の規定により準用する同条第一項」と、「〇・四二」とあるのは、「〇・四九」と、「〇・七一」とあるのは、「〇・六二」と、同項第二号中「第四条第二項」とあるのは、「第四条第四項の規定により準用する同条第二項」と、「平成七年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以後にあつた場合には、当該国勢

年以降と  
による  
あつた  
ら起算  
査が行  
同項第  
四条第  
と、「亞  
とする

一昭和四十五年（廢藩分合等が平成において最初に行われる国勢調査の結果、人口の年齢別構成が公表された日以降の場合には、当該国勢調査が行われた年として二十五年以前において最近に国勢調査された年」とあるのは「平成二年」と四号中「第四条第二項」とあるのは「平成二年五項の規定により準用する同条第二項」とあるのは「平成二十七年」である。

この府令は、公布の日から施行する。  
**附 則（平成一二年八月一四日總理府  
第一〇三号）**

この附則は、内閣令の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**附則**（平成一七年四月一日／総務省農林水産省／国土交通省／令第二号）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三一日／総務省／農林水産省／国土交通省／令第一号）  
この省令は、平成二十二年四月一日から施

ある。」  
村田（西城・長澤・三澤・田代）

附 費（平成二十六年三月三一日／総務／農林水産省／国土交通省／令第一号）  
この省令は、平成二十六年四月一日から施する。

附 則（平成二十九年三月三一日／総務省／農林水産省／国土交通省／令第一号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---